「税関当局」とは、英国については、歳入関税庁並びに適当な場合には国境管理局及び国家犯罪対策庁をいい、ガーンジー代官管轄区、ジャージー代官管轄区及びマン島について適用するＣＰＴＰＰの規定に関しては、次の当局をもいう。

(a)　ガーンジー代官管轄区については、ガーンジー関税消費税庁

(b)　ジャージー代官管轄区については、ジャージー関税入国管理庁

(c)　マン島については、マン島財務省関税消費税課

ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第二・四条（関税の撤廃）、第二・五条（関税の免除）、第二・十二条（輸入許可手続）、第八・七条（透明性）、第九・七条（武力紛争又は内乱の際の待遇）、第九・十二条（適合しない措置）１、第十・七条（適合しない措置）、第十一・十条（適合しない措置）、第十一・二十条（協議）、第十三・六条（国際移動端末ローミング）（同条４の各号列記以外の部分の注を含む。）、第十七・二条（適用範囲）、第二十・十六条（海洋における捕獲漁業）（同条10の注を含む。）、第二十・十七条（保存及び貿易）（同条２の注１を含む。）及び第二十九・四条（租税に係る課税措置）の規定の適用上、「現行の」又は「既存の」とは、英国については、この議定書の効力発生の日において効力を有することをいう。

「締約国の国籍を有する自然人」とは、英国については、適用のある英国の法令に従い英国の市民である者をいう。

「地域政府」とは、英国については、次のいずれかのものをいう。

(a)　イングランド、北アイルランド、スコットランド又はウェールズ

(b)　イングランド、北アイルランド、スコットランド又はウェールズについて行動するが英国全体として行動しない場合のグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府

「領域」とは、英国については、次のものをいう。

(a)　グレートブリテン及び北アイルランド連合王国の領域（その領海及び上空を含む。）

(b)　英国の領海の外側に位置する海域（海底及びその下を含む。）であって、英国が国際法に基づいて主権的権利又は管轄権を行使することができる全てのもの

(c)　２から９までの規定（適用される地理的範囲）に従ってＣＰＴＰＰが適用される領域（注）

注　この議定書及びＣＰＴＰＰに定める領域については、この議定書及びＣＰＴＰＰが適用される地理的範囲を定義する目的のためにのみ理解するものとする。

適用される地理的範囲

２　ＣＰＴＰＰは、英国については、３から５までの規定に従うことを条件として、英国が国際関係について責任を有する領域であって英国の関税地域の一部を成すガーンジー代官管轄区（注１）、ジャージー代官管轄区（注２）及びマン島（これらの上空及びこれらの領域に隣接する領海を含む。）にも適用される。ただし、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰの次の章の規定を除く。

注１　ガーンジー代官管轄区は、ガーンジー、オールダニー及びサークの領域によって構成される。

注２　ガーンジー代官管轄区及びジャージー代官管轄区は、チャネル諸島と総称される。

(a)　第九章（投資）

(b)　第十章（国境を越えるサービスの貿易）

(c)　第十一章（金融サービス）

(d)　第十二章（ビジネス関係者の一時的な入国）

(e)　第十三章（電気通信）

(f)　第十四章（電子商取引）

(g)　第十五章（政府調達）

(h)　第十八章（知的財産）

３　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第十六章（競争政策）、第十七章（国有企業及び指定独占企業）、第十九章（労働）、第二十章（環境）、第二十一章（協力及び能力開発）、第二十二章（競争力及びビジネスの円滑化）、第二十三章（開発）、第二十四章（中小企業）及び第二十五章（規制の整合性）の規定は、この議定書の効力発生の日の後二十四箇月でガーンジー、ジャージー代官管轄区及びマン島について適用する。ただし、委員会が異なる期間を決定する場合（これらの領域に関して６の規定に従い締約国が合意するＣＰＴＰＰの地理的範囲の拡大によるものを含む。）は、この限りでない。

４　英国は、３に定める期間中、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第十六章（競争政策）、第十七章（国有企業及び指定独占企業）、第十九章（労働）、第二十章（環境）、第二十一章（協力及び能力開発）、第二十二章（競争力及びビジネスの円滑化）、第二十三章（開発）、第二十四章（中小企業）及び第二十五章（規制の整合性）の規定のガーンジー、ジャージー代官管轄区及びマン島による遵守を確保するよう努める。

５　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第十六章（競争政策）、第十七章（国有企業及び指定独占企業）、第十九章（労働）、第二十章（環境）、第二十一章（協力及び能力開発）、第二十二章（競争力及びビジネスの円滑化）、第二十三章（開発）、第二十四章（中小企業）及び第二十五章（規制の整合性）の規定は、締約国の合意に従って、締約国が合意するときにオールダニー及びサークについて適用する。

６　ＣＰＴＰＰが適用される地理的範囲は、英国が国際関係について責任を有する領域であって外交上の公文の交換により全ての締約国の政府間で合意するものに拡大することができる。その拡大は、全ての締約国の政府による合意に従って締約国について効力を生ずる。

７　６の規定による拡大には、ガーンジー代官管轄区、ジャージー代官管轄区及びマン島へのＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰの追加的な章の規定の適用の拡大並びに英国が国際関係について責任を有するその他の領域（ジブラルタルを含む。）への適用の拡大であって、締約国が合意するものを含めることができる。

８　英国は、英国が国際関係について責任を有する領域に関し、書面により寄託者に対して当該領域への適用の撤回の通告を行うと同時に、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第二十七・五条（連絡部局）の規定に従って指定される総合的な連絡部局を通じて他の締約国に対して当該撤回を通報することにより、ＣＰＴＰＰの適用を撤回することができる。